

北海道告示第10532号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月3日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 経営所得安定対策等推進事業 経営安定対策等の実施に必要な制度の普及推進活動や作付面積の確認等に必要活動等を行うため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が経営所得安定対策等推進事業を行う場合又は市町村が経営所得安定対策等推進事業を行う地域農業再生協議会に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	